

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 寝屋川導水路 太間排水機場 主ポンプ設備外エンジン補修工事

1. 随意契約理由

太間排水機場は寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、洪水時に河川水の強制排水を行う施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本工事は、太間排水機場の主ポンプ設備外のエンジンについて分解整備を行うものである。当該設備は、本機場向け特注製作の機器であるため、その運転性能を保証し、不具合発見時には早急な対応が出来、本設備の設計・製作技術に関する知見と高度な診断・業務実施能力が必要である。

以上のことから本設備の製作会社であるダイハツディーゼル株式会社が本工事を履行できる唯一の者であるため、同社より見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略する。